平成19年度における独立行政法人等情報公開法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第25条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

Ⅱ 対象機関

法第2条第1項に規定する独立行政法人等のすべて

○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人 (平成20年3月31日現在)

奄美群島振興開発基金、医薬基盤研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技 術研究基盤整備機構、海技教育機構、海上技術安全研究所、海上災害防止センター、海洋研究開発機構、科 学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、空港 周辺整備機構、経済産業研究所、原子力安全基盤機構、建築研究所、航海訓練所、工業所有権情報・研修館、 航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害者雇用支援機構、港湾空港技術研究所、国際観光振興機構、 国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博 物館、国立環境研究所、国立健康・栄養研究所、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国語研究所、 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立大学財務・経 営センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構、雇用・能力開発 機構、産業技術総合研究所、自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、種苗管理 センター、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、 森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資 源機構、造幣局、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労 務管理機構、通関情報処理センター、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、統計センター、 都市再生機構、土木研究所、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開 発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本万国博覧会記念機構、日本貿 易振興機構、日本貿易保険、年金積立金管理運用独立行政法人、年金・健康保険福祉施設整理機構、農業環 境技術研究所、農業者年金基金、農業生物資源研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機 構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料研究機構、平和祈念事 業特別基金、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、緑資源機 構、メディア教育開発センター、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、理化学研究所、労働安全衛生総合研究 所、労働政策研究·研修機構、労働者健康福祉機構

○ 別表第1に掲げる法人(平成20年3月31日現在) <特殊法人・認可法人等>

沖縄振興開発金融公庫、関西国際空港株式会社、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、日本銀行、日本小型自動車振興会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本中央競馬会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、放送大学学園、預金保険機構

<国立大学法人>

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

<大学共同利用機関法人>

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

<その他>

日本司法支援センター

○ その他

民間法人化等により法の対象外となった法人であって、経過措置により、対象外となった時点で処理中の事 案等についてなお従前の例により法の適用対象とされているもの。

株式会社かんぽ生命保険、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、郵便局株式会社、郵便事業株式会社 (以上、旧日本郵政公社)、財団法人総合研究開発機構、地方競馬全国協会、東京地下鉄株式会社(旧帝都高 速度交通営団)、財団法人日本自転車振興会、財団法人日本船舶振興会、阪神高速道路株式会社(旧阪神高速 道路公団)

- (注) 1 平成19年10月1日に大阪大学に統合された大阪外国語大学については、大阪大学に含めて計上している。
 - 2 郵政民営化により、平成19年10月1日、日本郵政公社が廃止され、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保 険管理機構、株式会社かんぽ生命保険、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、郵便局株式会社及び 郵便事業株式会社が設立された。

本調査においては、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の開示・訂正・利用停止請求に係る 実績について、①平成19年4月1日から9月30日までに旧公社で処理された事案、②機構が旧公社から承 継された事案、③平成19年10月1日以降、同機構で処理した事案を計上している。

また、各株式会社分の開示・訂正・利用停止請求に係る実績については、旧公社から承継された事案について計上している。

3 平成19年度以降に行われた独立行政法人等の組織改編については、本文末の別表参照。

Ⅲ 対象期間

平成19年4月1日から20年3月31日までの状況について、平成20年3月31日現在で調査

Ⅳ 調査の結果

1 開示請求の件数と処理の状況

(1) 開示請求の件数

ア 平成19年度に各独立行政法人等に対して行われた開示請求は、表1のとおり、5,794件であり、18年度より増加している。

また、開示請求は、本社等の情報公開窓口以外でも受け付けられており、892件(15.4%)が地方支社等の情報公開窓口での受付となっている。

表1 開示請求の件数

(単位:件、%)

	開示請求の件数	本社等	その他
平成19年度	5, 794	4, 902	892
(比率)	(100)	(84. 6)	(15.4)
平成18年度	4, 316	3, 375	941
	(100)	(78. 2)	(21.8)

(注) 「本社等」は、本社等の窓口で受け付けられたものをいい、「その他」は、地方支社等、 本社等窓口以外の窓口で受け付けられたものをいう。

イ 開示請求の態様をみると、表2のとおり、窓口に来所してのものが2,751件(47.5%)、 郵送によるものが3,043件(52.5%)となっている。

表 2 開示請求の態様別件数

(単位:件、%)

	来所	郵送	オンライン	計
平成19年度 (比率)	2, 751 (47. 5)	3, 043 (52. 5)	0 (0)	5, 794 (100)
平成18年度	2, 121 (49. 1)	2, 193 (50. 8)	2 (0. 1)	4, 316 (100)

(2) 処理の状況

平成19年度において各独立行政法人等が処理すべき事案は、表3のとおり、19年度に新たに受け付けた5,794件、前年度から持ち越した333件及び事案の移送を受けた2件の計6,129件となっている。

この6,129件の処理状況をみると、開示決定等を行ったものが5,825件 (95.0%)、途中で請求が取り下げられたものが125件 (2.0%)、事案の全部を他の機関に移送したものが1件 (0.1%) となっている。また、178件 (2.9%) については、平成20年度に処理が持ち越されている。

(注) 独立行政法人等への事案の移送は、法第12条の規定に基づき他の独立行政法人等から行われる場合と、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。) 第12条の2の規定に基づき行政機関の長(行政機関情報公開法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。)から行われる場合があり、いずれの場合についても移送を受けた独立行政法人等において開示決定等をしなければならないこととされている。

同様に、独立行政法人等から他の機関(他の独立行政法人等又は行政機関の長をいう。以下同じ。) への事案の移送についても、法第12条の規定に基づき他の独立行政法人等に対して行われる場合と、 法第13条の規定に基づき行政機関の長に対して行われる場合とがある。

表3 開示請求事案の処理状況

(単位:件、%)

	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付 事案	前年度から の持ち越し 事案	移送を受けた事案	計	開示決定等 がされた事 案	取下げ事案	全部を移送した事案	処理中事案 (次年度持 ち越し)
平成19年度 (比率)	5, 794	333	2	6, 129 (100)	5, 825 (95. 0)	125 (2. 0)	(0. 1)	178 (2. 9)
平成18年度	4, 316	156	10	4, 482 (100)	4, 029 (89. 9)	123 (2. 7)	2 (0. 1)	328 (7. 3)

(注) 1 本表は、独立行政法人等が受け付けた開示請求事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について平成 20年3月31日現在の処理状況を示している。

1件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案(次年度に持ち越し)」に計上している。

- 2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、そ の結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようと した者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。
- 3 「全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要が なくなったものをいう。

他の独立行政法人等に移送されたものは、当該移送を受けた独立行政法人等において「移送を受けた事案」に 計上され、行政機関の長に移送されたものは、行政機関情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた行 政機関の長の「移送を受けた事案」に計上されている。

- 4 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があり、「移送を受けた事案」と「全部を移送した事案」とは一致しない。
- 5 平成18年度に開示請求された段階では1件としていた事案を19年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合等があるため、19年度の「前年度からの持ち越し事案」と18年度の「処理中事案(次年度に持ち越し)」の件数は一致しない。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

平成19年度には、表4のとおり、5,568件の決定がされている。

このうち、開示請求に係る法人文書について全部又は一部を開示する決定(開示決定)が されたものが5,053件(90.8%)、不開示の決定がされたものが515件(9.2%)となっている。

(注) 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。開示請求のあった 1事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示 決定等として通知しているものがあることから、表4の「開示決定等」と表3の「開示決定等がさ れた事案」の件数は一致しない。

なお、開示決定がされるものの中には、不開示情報が記録された法人文書ではあるが、公 益上特に必要があるとして、独立行政法人等の裁量により開示されるもの(法第7条に基づ く公益裁量開示)があるが、平成19年度は実績がなかった。

開示決定等 開示決定 うち 不開示の決定 全部を開示 一部を開示 計 小計 公益裁量開示 平成19年度 5,568 5,053 2,764 2,289 <0> 515 (100)(90.8)(49.6)(41.2)<(0)>(9.2)(比率) 3,878 3,406 1,693 1,713 <0> 472 平成18年度 (87.8)(43.7)<(0)> (12.2)(100)(44.2)

開示決定等の件数 表 4

(単位:件、%)

(注) 「うち、公益裁量開示」は、「全部を開示」又は「一部を開示」の内数である。

(2) 開示決定等の期限

ア 独立行政法人等は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開 示決定等をしなければならない(法第10条第1項)が、②事務処理上の困難その他正当な 理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている(同条第2項)。 また、③開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60 日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ず るおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に法人文書の「相当

の部分」につき開示決定等をし、残りの法人文書については「相当の期間」内に開示決定 等をすれば足りることとされている (法第11条)。この場合、開示請求者に開示決定等をす る期限を通知することとされている。

平成19年度においてされた開示決定等5,568件についてみると、表5のとおり、延長手続 を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたもの(上記の①)が4,488 件(80.6%)、期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたもの(同 ②) が812件(14.6%)、期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定 されたもの(同③)が258件(4.6%)となっている。

なお、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日を過ぎて決定されたものが5件(0.1%)、延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎて決定されたものが3件(0.1%)、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎて決定されたものが2件(0.0%)みられる(法人別内訳については表6参照。)。

また、調査日現在(平成20年3月31日)処理中の事案において、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎているものが2件みられる(法人別内訳については表7参照。)。

期限を過ぎた理由について、関係法人では、対象文書の量が著しく大量であり、開示・ 不開示の審査等に予想外の時間を要したこと、担当課の業務が繁忙であったこと等を挙 げている。

(注) 期限までに開示決定等がされなかったもの10件の概要については、資料2~4を、処理中事案で 既に期限を過ぎているもの2件の概要については、資料5を参照。

表 5 延長手続の状況

(単位:件、%)

	開示決定等 件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手 続を採ったもの		法第11条による特例規定を 適用したもの	
		30日以内に開 示決定等がさ れたもの	30日以内に 開示決定等 がされなか ったもの	延長した期 限までに開 示決定等が されたもの	延長した期 限までに開 示決定等が されなかっ たもの	通知した期 限までに開 示決定等が されたもの	通知した期 限までに開 示決定等が されなかっ たもの
平成19年度 (比率)	5, 568 (100)	4, 488 (80. 6)	5 (0. 1)	812 (14. 6)	3 (0.1)	258 (4. 6)	2 (0.0)
平成18年度	3, 878 (100)	3, 339 (86. 1)	0 (0)	495 (12. 8)	1 (0.0)	41 (1. 1)	2 (0.1)

表6 期限までに開示決定等がされなかったものの法人別内訳

① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に決定されなかったもの

(単位:件)

計 1 点	/H- */-	期限を超過した日数			
法人名	件数	1週間以内	1か月以内	1か月超	
自動車検査独立行政法人	5	3	2	0	

② 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに決定されなかったもの

(単位:件)

法人名	件数	期限を超過した日数			
伝 八名	什毅	1週間以内	1か月以内	1か月超	
島根大学	1	0	1	0	
岡山大学	2	1	0	0	
計	3	1	1	0	

③ 法第11条を適用した事案で、開示請求者に通知した期限までに決定されなかったもの

(単位:件)

)+ 1 Ø	件数	期限を超過した日数			
法人名	什剱	1週間以内	1か月以内	1か月超	
京都大学	1	1	0	0	
島根大学	1	0	1	0	
計 ⁴	2	1	1	0	

表 7 処理中の事案のうち、開示決定等の期限を過ぎているものの法人別内訳

○ 法第11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの

(単位:件)

法人名	件数	期限を超過した日数			
公八 名	件数	1週間以内	1か月以内	1か月超	
緑資源機構	1	0	0	1	
国際協力銀行	1	0	0	1	
計	2	0	0	2	

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等について、開示請求があった日から開示決定等がされた日までの日数別に件数をみると、表8のとおりである。

平成18年度に比べると半年超を要したものの比率が大きく減少している。

なお、1 年超を要したもの14件は、1 法人に対する請求で、大量の請求文書に対し順次、 開示決定等が行われているものである。

(注) 1年超を要したもの14件の概要については、資料6を参照。

表8 法第11条の規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位:件、%)

	開示決定等	処理日数				
	件数	60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
平成19年度 (比率)	260 (100)	214 (82. 3)	5 (1. 9)	27 (10. 4)	0 (0)	14 (5. 4)
平成18年度	43 (100)	13 (30. 2)	5 (11. 6)	6 (14. 0)	8 (18. 6)	11 (25. 6)

(注) 本表は、法第11条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象としており、60日以内にすることとされている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる法人文書の一部を分割してされた(中間的な)開示決定等を含む。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、 表9のとおりであり、不開示情報に該当するものの割合が増加している。なお一部の法人 で形式的な不備によるもの(手数料の未納など)がまとまってみられた。

(単位:件、%)

	不開示の決定と		内訳(複数	該当あり)	
	一部を開示する決定の合計件数	不開示情報 に該当	法人文書 不存在	存否応答拒否	その他
平成19年度 (比率)	2, 804	2, 750	449	14	21
	(100)	(98. 1)	(16. 0)	(0. 5)	(0. 7)
平成18年度	2, 185	1, 852	412	31	8
	(100)	(84. 8)	(18. 9)	(1. 4)	(0. 4)

- (注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は100にならない。
 - 2 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの2,750件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表10のとおり、個人に関する情報(第1号)に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報(第2号)に該当するもの、事務又は事業に関する情報(第4号)に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否によるもの14件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第 5 条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、事務又は事業に関する情報(第 4 号)に該当するものが最も多く、次いで、個人に関する情報(第 1 号)に該当するものの順になっている。

表10 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳 (単位:件、%)

				(+ ±.	
不問子桂却の区公		不開示情幸	限に該当	存否応答	答拒否
	不開示情報の区分		(100)	14	(100)
	法第5条第1号 個人に関する情報	1, 565	(56.9)	7	(50.0)
	法第5条第2号 法人等に関する情報	1, 098	(39.9)	0	(0)
内訳	法第5条第3号 審議、検討等に関する情報	43	(1.6)	0	(0)
(複数該	法第5条第4号 事務又は事業に関する情報	456	(16.6)	8	(57. 1)
当あり)	イ 国の安全等に関する情報	3	(0.1)	0	(0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	21	(0.8)	1	(7. 1)
	イ及びロ以外	435	(15.8)	7	(50.0)

(注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は100にならない。

3 異議申立ての件数と処理の状況

(1) 異議申立ての件数

ア 開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、 独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成19年度には、表11のとおり、206件の異議申立てが行われている。

表11 異議申立ての受付状況

(単位・件)

		(十四・11)
	平成19年度	平成18年度
異議申立て件数	206	153

イ 異議申立ての理由をみると、表12のとおり、不開示情報に該当することを理由として不 開示の決定(一部を開示する決定における不開示部分を含む。)を受けた開示請求者からの 異議申立てが最も多く、143件となっている。

一方、開示決定に対しても、開示決定を受けた開示請求者からの法人文書の特定に不服 があるとする異議申立てが20件みられる。

表12 異議申立ての理由

(単位:件)

	開示請求者からの異議申立て		第三者からの異議申立て		計
不開示の決定	○ 不開示情報に該当することを理由とする不開 示決定に対する異議	143			
(一部を開示 する決定の不 開示部分を含	○ 法人文書の不存在を理由とする不開示決定に 対する異議	25			185
む。) に対する	○ 存否応答拒否による不開示決定に対する異議	6			
異議申立て	○ 形式上の不備又は権利濫用を理由とする不開				
	示決定に対する異議	11			
	○ 法人文書の特定に対する異議 (開示決定をされ		○ 自己に関連する情報		
開示決定に対す	た法人文書以外にも開示請求対象文書があるは		が記録された法人文書		23
る異議申立て	ずである、開示請求した文書と開示決定をされた		が開示されることとな		20
	文書が異なるなど)	20	る決定に対する不服	3	
7	○ 不作為に対する異議	0			
その他の異議	○ 事案の移送、期限の延長に関する異議	1			3
申立て	○ 決定内容に関わりのない事項に対する異議等	2			
計		208		3	211

(注) 1件の異議申立てにおいて複数の理由があるものはそれぞれに計上しているので、本表の合計件数は、表11の異議申立ての件数の計とは一致しない。

(2) 異議申立ての処理状況

開示決定等について異議申立てを受けた独立行政法人等は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した上で、異議申立てに対する決定をすることとされている(法第18条第2項)。

平成19年度において独立行政法人等が処理すべき異議申立て事案は、同年度に新たに申し

立てられた206件及び18年度から持ち越された193件の計399件となっている。

この399件について、その処理状況をみると、表13のとおり、決定が行われ処理済みとなっているものが196件(49.1%)であり、また、18件が取り下げられ、残りの185件は、審査会に諮問中の127件を含め平成20年度に処理を持ち越している。

表13 異議申立ての件数と処理状況

(単位:件、%)

	処理すべ き件数	新規 申立て 件数	前年度からの持ち越し件数	処理済	処理中(次 年度に持 ち越し)	処理方針、 諮問の要 否等検討 中、諮問の 準備中等	審査会に諮問中	審査会の 答申後、決 定の準備 中	取下げ 件 数
平成19年度	399	206	193	196	185	16	127	42	18
(比率)	(100)			(49. 1)	(46.4)	(4.0)	(31.8)	(10.5)	(4.5)
平成18年度	296 (100)	153	143	73 (24. 7)	193 (65. 2)	70 (23. 6)	96 (32. 4)	27 (9. 1)	30 (10. 1)

(注) 「処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等」には、不適法な異議申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について決定の準備をしているものを含む。

(3) 決定の状況

ア 平成19年度に処理済みとされた196件についてみると、表14のとおり、審査会に諮問し、 答申を受けて決定を行ったものが156件、審査会に諮問しないで決定を行ったもの(異議申立てが不適法であること等により審査会に諮問する必要がないもの)が40件となっている。 決定の内訳をみると、異議申立てに理由がないとして棄却したもの114件(58.2%)、異議申立てに理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの(申立ての認容又は一部認容)79件(40.3%)、異議申立てが不適法であるとして却下したものが1件(0.5%)となっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた独立行政法人等が、答申の内容と異なる内容 の決定を行ったものは2件あった。

表14 異議申立てに対する決定の状況

(単位:件、%)

	申立て 棄却	申立て 認容	申立て 一部認容	却下	その他	計
審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの	ı	38	_	1	1	40
審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの	114	3	38	_	1	156
計	114	41	38	1	2	196
(比率)	(58.2)	(20.9)	(19.4)	(0.5)	(1.0)	(100)

(注)「審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの」の「その他」は、不作為に対する異議申立て等である。

イ 異議申立てを受けてから決定を行った日までの期間をみると、表15のとおり、2年を超

える期間を要したものが7件(3.6%)となっている。

表15 異議申立てを受けてから決定するまでの期間

(単位:件、%)

	決定 件数	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1 年超 2 年以内	2年超
平成19年度	196	29	44	35	13	68	7
(比率)	(100)	(14.8)	(22.4)	(17. 9)	(6. 6)	(34.7)	(3.6)
平成18年度	73	8	9	8	8	30	10
平成10年度	(100)	(11.0)	(12.3)	(11.0)	(11.0)	(41. 1)	(13.7)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的と しているものであることから、異議申立て事案はできる限り迅速に処理されることが求め られており、審査会に諮問すべき事案は速やかに諮問される必要がある。

平成19年度に審査会に諮問された209件について異議申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表16のとおり、90日超となっているものが59件(28.2%)となっており、また、調査日現在、審査会への諮問準備中としている16件をみると、すでに90日を超えているものが6件(37.5%)あるなど、審査会への諮問までに長期間を要しているものがみられる。

表16 異議申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位:件、%)

	当該	亥年度に審査会	会に諮問した作	片数	処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等			
		異議申立てを受けてから審査会に諮問した 日までの日数				異議申立て	を受けてからい	の経過日数
		30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超
平成19年度 (比率)	209 (100)	28 (13. 4)	122 (58. 4)	59 (28. 2)	16 (100)	4 (25. 0)	6 (37. 5)	6 (37. 5)
平成18年度	127 (100)	16 (12. 6)	78 (61. 4)	33 (26. 0)	70 (100)	11 (15. 7)	13 (18. 6)	46 (65. 7)

- (注) 1 異議申立てを受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの59件の概要については、資料 7 を参照。
 - 2 審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てを受けてから90日超を経過しているもの6件の概要については、資料8を参照。

異議申立てを受けてから諮問するまでに90日超を要した59件及び調査日現在審査会への諮問の準備中等で、異議申立てを受けてから既に90日超を経過している6件を法人別にみると次のとおりである。

表16-① 異議申立てを受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの

(単位:件)

)+ 1 <i>5</i> 7	⇒次月日 / 	日数区分					
法人名	諮問件数	91~100	101~180	181~365	366∼		
医薬品医療機器総合機構	4	0	2	2	0		
国際協力機構	3	0	3	0	0		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	0	1	0	0		
都市再生機構	40	0	0	38	2		
国際協力銀行	1	0	0	1	0		
預金保険機構	4	4	0	0	0		
大阪大学	1	1	0	0	0		
大分大学	3	0	3	0	0		
阪神高速道路株式会社	2	0	0	0	2		
計	59	5	9	41	4		

⁽注) 阪神高速道路株式会社は、法の対象法人ではないが、旧阪神高速道路公団の事案を承継し、経過措置に 基づき処理しているものである。

表16-② 調査日現在、審査会への諮問の準備中等の事案のうち、 異議申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの

(単位:件)

法人名	諮問準備中等	日数区分						
佐八 石	件数	91~100	101~180	181~365	366∼			
大学入試センター	1	0	1	0	0			
鉄道建設•運輸施設整備支援機構	2	0	1	1	0			
郵便局株式会社	1	0	0	0	1			
郵便事業株式会社	2	0	1	0	1			
計	6	0	3	1	2			

これに関し、関係法人では、審査会への諮問までに長期間を要している理由として、類似案件の動向も踏まえて慎重な検討を行うために時間を要したこと等を挙げている。

エ 審査会の答申を受けての決定についても、上記ウと同様に速やかに行う必要があるが、 審査会の答申を受けてから決定をするまでの期間をみると、表17のとおり、審査会に諮問 して平成19年度に決定を行った156件のうち、審査会の答申を受けてから決定するまでの 日数が60日を超えたものが11件となっている。なお、調査日現在、審査会の答申を受けて 決定の準備中としている42件について、すでに60日を超えているものは1件となっている。

表17 審査会の答申を受けてから決定をするまでの期間

(単位:件、%)

_								(+14.	115 /0/
		~	審査会に諮問し	て決定を行った	もの	審	査会の答申を	受けて決定の資	準備 中
			審査会の答申を受けてから 決定までの日数				審査会の答	申を受けてから	の経過日数
			30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超
I	平成19年度	156	83	62	11	42	40	1	1
ı	(比率)	(100)	(53. 2)	(39.7)	(7.1)	(100)	(95. 2)	(2.4)	(2.4)
1	平成18年度	60	51	6	3	27	26	1	0
ı	十八10十尺	(100)	(85.0)	(10.0)	(5.0)	(100)	(96. 3)	(3.7)	(0)

審査会の答申を受けてから決定をするまでの日数が60日超を要した11件及び調査日現在、決定の準備中で、審査会の答申を受けてからの経過日数が既に60日を経過している1件を法人別にみると、次のとおりである。

表17-① 審査会の答申を受けてから決定までに60日超を要したもの

(単位:件)

法人名	決定件数	日数区分						
佐八 石	伏 足件数	61~70	71~90	91~180	181~			
大学入試センター	1	0	0	0	1			
預金保険機構	3	0	3	0	0			
東京大学	6	0	0	4	2			
広島大学	1	1	0	0	0			
計	11	1	3	4	3			

(注) 各事案の概要については、資料9を参照。

表17-② 調査日現在、決定の準備中である事案で、

審査会の答申を受けてから既に60日超を経過しているもの

(単位:件)

法人名	決定件数	日数区分						
広 八名	伏足什级	61~70	71~90	91~180	181~			
郵便貯金・簡易生命保険 管理機構	1	0	1	0	0			

(注) 各事案の概要については、資料10を参照。

これに関し、関係法人では、審査会の答申を受けてから決定までに長時間を要した理由として、異議申立てに係る答申内容及び答申を受けて関係者との調整等慎重な検討を行う必要があったこと、異議申立て事案処理以外の業務が著しく繁忙であったこと等を挙げている。

(4) 審査会における審査状況

審査会では、表18のとおり、平成19年度に新たに諮問を受けた156件及び18年度からの持ち越し事案79件の計235件から、途中で取り下げられた9件を除いた226件の諮問事案に対し、114件の答申を行っている。

この114件の答申を内容別にみると、諮問庁(審査会に諮問した独立行政法人等)の開示・不開示の判断を妥当としたものが95件(83.3%)、妥当でない又は一部妥当でないとしたものが19件(16.7%)、となっている。

表18 審査会における審査状況

(単位:件、%)

						答申件数			
	新規諮問	前年度か			諮問庁の判	諮問庁の判	諮問庁の判	HV 1/1	次年度に
	件数	らの持ち	計	計	断は妥当で	断は一部妥	断は妥当で	件 数	持ち越し
	11 20	越し件数			あるとした	当でないと	ないとした	11 20	件数
					もの	したもの	もの		
平成19年度 (比率)	156	79	235	114 (100)	95 (83. 3)	16 (14. 0)	3 (2.7)	9	112

⁽注) 1 諮問庁では、複数の不服申立て事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があり、表13の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」の件数、表16の「今年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは必ずしも一致しない。

² 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表19のとおり、平成19年度に新たに4 件が地方裁判所に提起されている。

この4件と前年度から係属している1件の計5件のうち、平成19年度には、2件の判決が出されている。

また、高等裁判所には、地方裁判所(第一審)の判決を不服として1件の控訴事件が係属し、 その1件について判決が出されている。

さらに、最高裁判所には、高等裁判所(控訴審)の判決を不服として上告又は上告受理の申立てが行ったものが1件あり(前年度から係属)、その1件について判決が出されている。

(注) 判決の概要については、資料11を参照。

表19 情報公開に関する訴訟の状況

(単位:件)

		平成19年度	平成18年度
	新規提訴	4	1
	前年度から係属	1	1
地方裁判所	係属 計	5	2
(第一審)	判決	2	1
	取下げ	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	3	1
	新規控訴	1	1
	前年度から係属	0	2
高等裁判所	係属 計	1	3
(控訴審)	判決	1	3
	取下げ	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	0	0
	新規上告	0	1
	前年度から係属	1	2
最高裁判所	係属 計	1	3
(上告審)	判決	1	2
	取下げ	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	0	1

5 手数料の減免

独立行政法人等は、開示請求者の経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、 独立行政法人等の定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができることとさ れており(法第17条第3項)、すべての独立行政法人等が、手数料の減額の定めを設けている。 しかしながら、平成19年度は、この制度による減免の実績はなかった。

開示請求件数、異議申立て件数等の経年推移

※ 各表の番号、標題及び様式は本文に対応

表1 開示請求の件数

(単位:件、%)

	開示請求の件数	本社等	その他			
平成 19 年度	5, 794	4, 902	892			
(比率)	(100)	(84. 6)	(15.4)			
亚巴 10 左座	4, 316	3, 375	941			
平成 18 年度	(100)	(78. 2)	(21.8)			
亚比 17 左连	4, 487	3, 242	1, 245			
平成 17 年度	(100)	(72. 3)	(27.7)			
平成 16 年度	6, 594	5, 314	1, 280			
平成 10 平及	(100)	(80.6)	(19.4)			
平成 15 年度	5, 821	4, 310	1, 511			
平成 15 平及	(100)	(74. 0)	(26.0)			
平成 14 年度	5, 567	4, 549	1,018			
十八八 14 十尺	(100)	(81.7)	(18.3)			

(注) 「本社等」は、本社等の窓口で受け付けられたものをいい、「その他」は、地方支社等、 本社等窓口以外の窓口で受け付けられたものをいう。

表 2 開示請求の態様別件数

(単位:件、%)

			(-	早位:1午、707
	来所	郵送	オンライン	計
平成 19 年度	2, 751	3, 043	0	5, 794
(比率)	(47. 5)	(52. 5)	(0)	(100)
亚出 10 年度	2, 121	2, 193	2	4, 316
平成 18 年度	(49. 1)	(50.8)	(0.1)	(100)
平成 17 年度	2, 355	2, 132	0	4, 487
平成 17 年度	(52. 5)	(47. 5)	(0)	(100)
亚比 16 年度	3, 649	2, 941	4	6, 594
平成 16 年度	(55. 3)	(44. 6)	(0.1)	(100)
亚比 15 年度	4, 121	1,700		5, 821
平成 15 年度	(70.8)	(29. 2)	_	(100)

(注)14年度については、把握していない。

(単位: 件、%)

N		(辛也:什、/0)								
	処理すべき事案					事案の	処理状況			
	新規受付 事案	前年度から の持ち越し 事案	移送を受け た事案	計	開示決定等 がされた事 案	取下げ事案	全部を移送した事案	処理中事案 (次年度持 ち越し)		
平成19年度 (比率)	5, 794	333	2	6, 129 (100)	5, 825 (95. 0)	125 (2. 0)	1 (0. 1)	178 (2. 9)		
平成18年度	4, 316	156	10	4, 482 (100)	4, 029 (89. 9)	123 (2. 7)	2 (0.1)	328 (7. 3)		
平成17年度	4, 487	354	12	4, 853 (100)	4, 554 (93. 8)	135 (2. 8)	1 (0.0)	155 (3. 2)		
平成16年度	6, 594	733	58	7, 385 (100)	6, 786 (91. 9)	282 (3. 8)	6 (0. 1)	311 (4. 2)		
平成15年度	5, 821	420	33	6, 274 (100)	5, 324 (84. 9)	301 (4. 8)	11 (0. 2)	638 (10. 1)		
平成14年度	5, 567	_	8	5, 575 (100)	5, 093 (91. 3)	65 (1. 2)	3 (0. 1)	414 (7. 4)		

- (注) 1 本表は、独立行政法人等が受け付けた開示請求事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について各年度末日現在の処理状況を示している。
 - 1件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案(次年度に持ち越し)」に計上している。
 - 2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。
 - 3 「全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったものをいう。

他の独立行政法人等に移送されたものは、当該移送を受けた独立行政法人等において「移送を受けた事案」に計上され、行政機関の長に移送されたものは、行政機関情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた行政機関の長の「移送を受けた事案」に計上されている。

表 4 開示決定等の件数

(単位:件、%)

			開示	決定等		(単位・什、/0/
			開示	決定		
	計	小計	全部を開示	一部を開示	うち、 公益裁量開示	不開示の決定
平成 19 年度 (比率)	5, 568 (100)	5, 053 (90. 8)	2, 764 (49. 6)	2, 289 (41. 2)	<0>	515 (9. 2)
平成 18 年度	3, 878 (100)	3, 406 (87. 8)	1, 693 (43. 7)	1, 713 (44. 2)	<(0)>	472 (12. 2)
平成 17 年度	4, 307 (100)	3, 892 (90. 4)	1, 792 (41. 6)	2, 100 (48. 8)	<(0)>	415 (9. 6)
平成 16 年度	6, 818 (100)	6, 265 (91. 9)	1, 927 (28. 3)	4, 338 (63. 6)	<1> <(0.0)>	553 (8. 1)
平成 15 年度	5, 484 (100)	5, 011 (91. 4)	1, 385 (25. 3)	3, 626 (66. 1)	<1> <(0.0)>	473 (8. 6)
平成 14 年度	4, 600 (100)	3, 963 (86. 2)	1, 043 (22. 7)	2, 920 (63. 5)	<9><(0.2)>	637 (13. 8)

(注) 「うち、公益裁量開示」は、「全部を開示」又は「一部を開示」の内数である。

表 5 延長手続の状況

(単位:件、%)

\				N. 111. 15.111			平位, 一, 707
	開示決定	延長手続を採ら	なかったもの	法第10条第2項		法第11条による	特例規定を適
	等件数			続を採ったもの)	用したもの	
		30 日以内に	30 日以内に	延長した期	延長した期	通知した期	通知した期
		開示決定等	開示決定等	限までに開	限までに開	限までに開	限までに開
		がされたも	がされなか	示決定等が	示決定等が	示決定等が	示決定等が
		の	ったもの	されたもの	されなかっ	されたもの	されなかっ
					たもの		たもの
平成 19 年度	5, 568	4, 488	5	812	3	258	2
(比率)	(100)	(80.6)	(0.1)	(14. 6)	(0.1)	(4. 6)	(0.0)
亚出10年度	3, 878	3, 339	0	495	1	41	2
平成 18 年度	(100)	(86. 1)	(0)	(12.8)	(0.0)	(1.1)	(0.1)
亚出 17 年度	4, 307	3, 993	56	211	1	46	0
平成 17 年度	(100)	(92.7)	(1.3)	(4.9)	(0.0)	(1.1)	(0)
	6,818	6,079	1	405	2	324	10
亚出16年度	(100)	(89. 2)		(5.9)		(4.8)	(0.1)
平成 16 年度							※①、②も含
							めた値。
	5, 484	4, 420	1	770	2	276	18
亚比 15 左连	(100)	(80.6)		(14. 1)		(5.0)	(0.3)
平成 15 年度							※①、②も含
							めた値。
	4,600	3, 992	1)	314	1	29	93
亚比14万英	(100)	(86.8)		(6.8)	(0.0)	(6.	4)
平成 14 年度					※①も含め	※期限の遵守	状況について
					た値。	は把握して	いない。

表8 法第11条の規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位:件、%)

	開示決定等			処理日数		
	件数	60 日以内	60 日超 90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
平成 19 年度	260	214	5	27	0 (0)	14
(比率)	(100)	(82. 3)	(1. 9)	(10. 4)		(5. 4)
平成 18 年度	43	13	5	6	8	11
	(100)	(30. 2)	(11. 6)	(14. 0)	(18. 6)	(25. 6)
平成 17 年度	46	13	11	15	4	3
	(100)	(28. 3)	(23. 9)	(32. 6)	(8. 7)	(6. 5)
平成 16 年度	324	6	100	69	106	43
	(100)	(1. 8)	(30. 9)	(21. 3)	(32. 7)	(13. 3)
平成 15 年度	276 (100)	102 (37. 0)	30 (10. 8)	93 (33. 7)	51 (18. 5)	0 (0)
平成 14 年度	293 (100)	49 (16. 7)	91 (31. 1)	153 (52. 2)	_	_

(注) 本表は、法第 11 条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象としており、60 日以内にすることとされている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる法人文書の一部を分割してされた(中間的な)開示決定等を含む。

表 9 不開示理由の内訳

(単位:件、%)

	不開示の決定と		内訳(複数	(該当あり)	
	一部を開示する決定の合計件数	不開示情報 に該当	法人文書 不存在	存否応答拒否	その他
平成 19 年度	2, 804	2, 750	449	14	21
(比率)	(100)	(98. 1)	(16. 0)	(0. 5)	(0. 7)
平成 18 年度	2, 185	1, 852	412	31	8
	(100)	(84. 8)	(18. 9)	(1. 4)	(0. 4)
平成 17 年度	2, 515	2, 198	385	26	26
	(100)	(87. 4)	(15. 3)	(1. 0)	(1. 0)
平成 16 年度	4, 891	4, 491	500	21	5
	(100)	(91. 8)	(10. 2)	(0. 4)	(0. 1)
平成 15 年度	4, 099 (100)	3, 702 (90. 4)	393 (9. 6)	26 (0. 6)	0 (0)
平成 14 年度	3, 557 (100)	3, 037 (85. 4)	574 (16. 1)	16 (0. 4)	0 (0)

⁽注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は必ずしも 100 にならない。

表 11 異議申立ての受付状況

(単位:件)

					\	<u>+14. • 117 </u>
	平成 19 年度	平成 18 年度 平成 17 年度		平成 16 年度	平成 15 年度	平成14年度
異議申立て件数	206	153	121	124	77	47

表 13 異議申立ての件数と処理状況

(単位:件、%)

								(単位	: 件、%)
	処理すべき件数	新規 申立て 件数	前年度からの持ち越し件数	処理済	処理中(次 年度に持 ち越し)	処理方針、 諮問の要 否等検討 中、諮問の 準備中等	審査会に諮問中	審査会の 答申後、 決定の準 備中	取下げ 件 数
平成 19 年度 (比率)	399 (100)	206	193	196 (49. 1)	185 (46. 4)	16 (4. 0)	127 (31. 8)	42 (10. 5)	18 (4. 5)
平成 18 年度	296 (100)	153	143	73 (24. 7)	193 (65. 2)	70 (23. 6)	96 (32. 4)	27 (9. 1)	30 (10. 1)
平成 17 年度	244 (100)	120	124	105 (43. 0)	126 (51. 6)	80 (32. 8)	43 (17. 6)	3 (1. 2)	9 (3.7)
平成 16 年度	188 (100)	124	64	46 (24. 5)	129 (68. 6)	54 (28. 7)	53 (28. 2)	22 (11. 7)	13 (6. 9)
平成 15 年度	115 (100)	77	38	44 (38. 3)	43 (37. 4)	24 (20. 9)	16 (13. 9)	3 (2. 6)	28 (24. 3)
平成 14 年度	47 (100)	47		3 (6. 4)	42 (89. 4)	29 (61. 7)	13 (27. 7)	0 (0)	2 (4. 2)

⁽注) 「処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等」には、不適法な異議申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について決定の準備をしているものを含む。

^{2 「}その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

表 15 異議申立てを受けてから決定するまでの期間

(単位:件、%)

	決定 件数	90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1 年超 2 年以内	2年超
平成 19 年度	196	29	44	35	13	68	7
(比率)	(100)	(14.8)	(22.4)	(17. 9)	(6.6)	(34.7)	(3.6)
亚比 10 左座	73	8	9	8	8	30	10
平成 18 年度	(100)	(11.0)	(12.3)	(11.0)	(11.0)	(41. 1)	(13.7)
平成 17 年度	106	10	22	11	15	46	2
十八八十八	(100)	(9.4)	(20.8)	(10.4)	(14.2)	(43.3)	(1.9)
平成 16 年度	46	10	7	12	7	10	0
十成 10 千及	(100)	(21.7)	(15.2)	(26.2)	(15.2)	(21.7)	(0)
平成 15 年度	44	5	13	11	5	10	_
十成 15 十及	(100)	(11.4)	(29.5)	(25.0)	(11.4)	(22.7)	(-)
亚比 14 左座	3	3	0				_
平成 14 年度	(100)	(100)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)

表16 異議申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位:件、%)

	当該	年度に審査会	会に諮問した	件数	処理方針の	り検討中、審	査会への諮問	引準備中等		
		異議申立てを	を受けてから	審査会に諮問		思議由立て	を受けてから	の紅温日粉		
		した日までの	日数			共成ヤユく	を支げてから	の圧地口奴		
		30日以内	30日超	90日超		30日以内	30日超	90日超		
		20 H PAP 1	90日以内	90日起		30 H PAP 1	90日以内	90日旭		
平成19年度	209	28	122	59	16	4	6	6		
(比率)	(100)	(13.4)	(58.4)	(28.2)	(100)	(25.0)	(37.5)	(37. 5)		
亚出10年度	127	16	78	33	70	11	13	46		
平成18年度	(100)	(12.6)	(61.4)	(26.0)	(100)	(15.7)	(18.6)	(65. 7)		
## 65		9	28	28	79	30	23	26		
平成17年度	(100)	(13.8)	(43. 1)	(43. 1)	(100)	(38.0)	(29. 1)	(32.9)		

⁽注) 平成16年度以前は把握していない。

表17 審査会の答申を受けてから決定をするまでの期間

(単位:件、%)

	審査会	会に諮問して	決定を行った	こもの	審査会	会の答申を受	けて決定の準	進備中
		答申を受け	答申を受けてから決定までの日数			答申を受	けてからの紀	圣過日数
		30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超
平成19年度 (比率)	156 (100)	83 (53. 2)	62 (39. 7)	11 (7. 1)	42 (100)	40 (95. 2)	1 (2. 4)	1 (2.4)
平成18年度	60 (100)	51 (85. 0)	6 (10. 0)	3 (5. 0)	27 (100)	26 (96. 3)	1 (3. 7)	0 (0)
平成17年度	88 (100)	53 (60. 2)	24 (27. 3)	11 (12. 5)	3 (100)	1 (33. 3)	1 (33. 3)	1 (33. 3)

⁽注) 平成16年度以前は把握していない。

表 18 審査会における審査状況

(単位:件、%)

								(十匹,	IT 、 /0/
					答申件数				
	新規諮問 件数	前年度か らの持ち 越し件数	計	計	諮問庁の判 断は妥当で あるとした もの	諮問庁の判 断は一部妥 当でないと したもの	諮問庁の判 断は妥当で ないとした もの	取下げ 件数	次年度に 持ち越し 件数
平成 19 年度 (比率)	156	79	235	114 (100)	95 (83. 3)	16 (14. 0)	3 (2. 6)	9	112
平成 18 年度	117	32	149	62 (100)	43 (69. 4)	13 (21. 0)	6 (9. 7)	8	79
平成 17 年度	65	46	111	71 (100)	40 (56. 3)	24 (33. 8)	7 (9. 9)	8	32
平成 16 年度	82	24	106	57 (100)	37 (64. 9)	15 (26. 3)	5 (8.8)	3	46
平成 15 年度	51	13	64	45 (100)	25 (55. 6)	16 (35. 6)	4 (8. 8)	3	16
平成 14 年度	13	_	13	0	_	_	_	0	13

- (注) 1 諮問庁では、複数の不服申立て事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があり、表13の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」の件数、表16の「今年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは必ずしも一致しない。
 - 2 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

表 19 情報公開に関する訴訟の状況

(単位:件)

		19 年度	18 年度	17 年度	16 年度	15 年度	14 年度
地方裁判所(第一審)	新規提訴	4	1	2	2	3	1
	前年度から係属	1	1	2	5	1	1
	係属 計	5	2	4	7	4	1
	判決	2	1	3	5	2	0
	取下げ	0	0	0	0	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	3	1	1	2	2	1
高等裁判所(控訴審)	新規控訴	1	1	3	4	2	0
	前年度から係属	0	2	3	1	0	I
	係属 計	1	3	6	5	2	0
	判決	1	3	4	2	1	0
	取下げ	0	0	0	0	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	0	0	2	3	1	0
最高裁判所 (上告審)	新規上告	0	1	2	1	0	0
	前年度から係属	1	2	1	0	0	0
	係属 計	1	3	3	1	0	0
	判決	1	2	1	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	0	1	2	1	0	0

(別表)

1 平成19年度途中における独立行政法人等の組織改編

旧法人名等	異動	新法人等
(独)国立特殊教育総合研究所	H19.4.1 名称変更	(独)国立特別支援教育総合研究所
(独)国立博物館 (独)文化財研究所	H19.4.1 統合	(独)国立文化財機構
(独)森林総合研究所 (独)林木育種センター	H19.4.1 統合	(独)森林総合研究所
(独)農薬検査所(独)農林水産消費技術センター(独)肥飼料検査所	H19. 4. 1 統合	(独)農林水産消費安全技術センター
住宅金融公庫	承継	(独)住宅金融支援機構
日本郵政公社	H19. 10. 1 廃止(民営化)	株式会社かんぽ生命保険※ 日本郵政株式会社※ 株式会社ゆうちょ銀行※ 郵便局株式会社※ 郵便事業株式会社※
	H19.10.1設立	(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構
(財)日本船舶振興会	H19.10.1 指定法人化	(財)日本船舶振興会※
日本自転車振興会	H19.10.1 指定法人化	(財)日本自転車振興会※
大阪大学 大阪外国語大学	H19.10.1 統合	大阪大学
総合研究開発機構	H19.11.29 財団法人化	(財)総合研究開発機構※
地方競馬全国協会	H20. 1. 1 地方 共同法人化	地方競馬全国協会※

⁽注)※は法の対象外となった法人。

2 調査対象期間(平成19年4月1日~平成20年3月31日)後に組織改編された独立行政法人等

旧法人名等	異動	新法人等
(独)緑資源機構	H20.4.1 廃止	(独)森林総合研究所及び(独)国際農林水産 業研究センターに承継
(財)日本小型自動車振興会	H20.4.1 指定法人化	(財) J K A ※
国民生活金融公庫 農林漁業金融公庫 中小企業金融公庫	H20.10.1 統合	株式会社日本政策金融公庫
国際協力銀行	(国際金融) H20.10.1 統合 (海外経済協力)	(独)国際協力機構
日本政策投資銀行	H20.10.1 民営化	株式会社日本政策投資銀行※
商工組合中央金庫	H20.10.1 民営化	株式会社商工組合中央金庫※
公営企業金融公庫	H20.10.1 地方共同法人化	地方公営企業等金融機構※
(独)通関情報処理センター	H20.10.1 民営化	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 ※

⁽注)※は法の対象外となった法人。